

2020年6月10日  
大樹生命保険株式会社

### 保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置について

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「当社」）では、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さまに対し、保険料の払込みに関する期間の延長を実施していますが、下記のとおり、追加の取扱いを実施いたします。

#### 記

○現在、お客さまからのお申出により、2020年3月16日から、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間（2020年9月30日まで）延長する特別取扱いを行っています。

○延長期間経過後も保障を継続するためには、延長期間分の保険料（払込猶予保険料）全額を延長期間満了日（2020年9月30日）までに払込みいただく必要がありますが、今般、このようなご契約に対し追加措置を実施いたします。

○具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長期間満了日（2020年9月30日）までに保険料全額の払込みが困難な場合、お申出をいただいたお客さまは、9月30日までの払込猶予保険料を当社所定の方法により2021年4月30日までに支払うことを可能とします（※）。

※当取扱いは、2020年9月30日まで保険料の払込みに関する期間の延長を行ったご契約を対象に実施いたします。

<お問い合わせ先>

大樹生命 お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始（12/31-1/3）を除く）

以 上